

# 土地収用法 の概要



## 目次

1. 憲法第29条第3項と土地収用法 …2
2. 事業認定の手續 …4
3. 事業認定の要件と申請書類 …8

令和6年2月8日  
静岡県事業認定審議会

いっしょに、未来の地域づくり。New Public Administration for SHIZUOKA

静岡県文書管理課

1

## 1-1 憲法第29条第3項と土地収用法の関係

### 憲法第29条

第1項 財産権は、これを侵してはならない。

第3項 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

「公共のために用いること」及び「正当な補償を行うこと」を前提に、私有財産を収用・使用することができることを明示している。

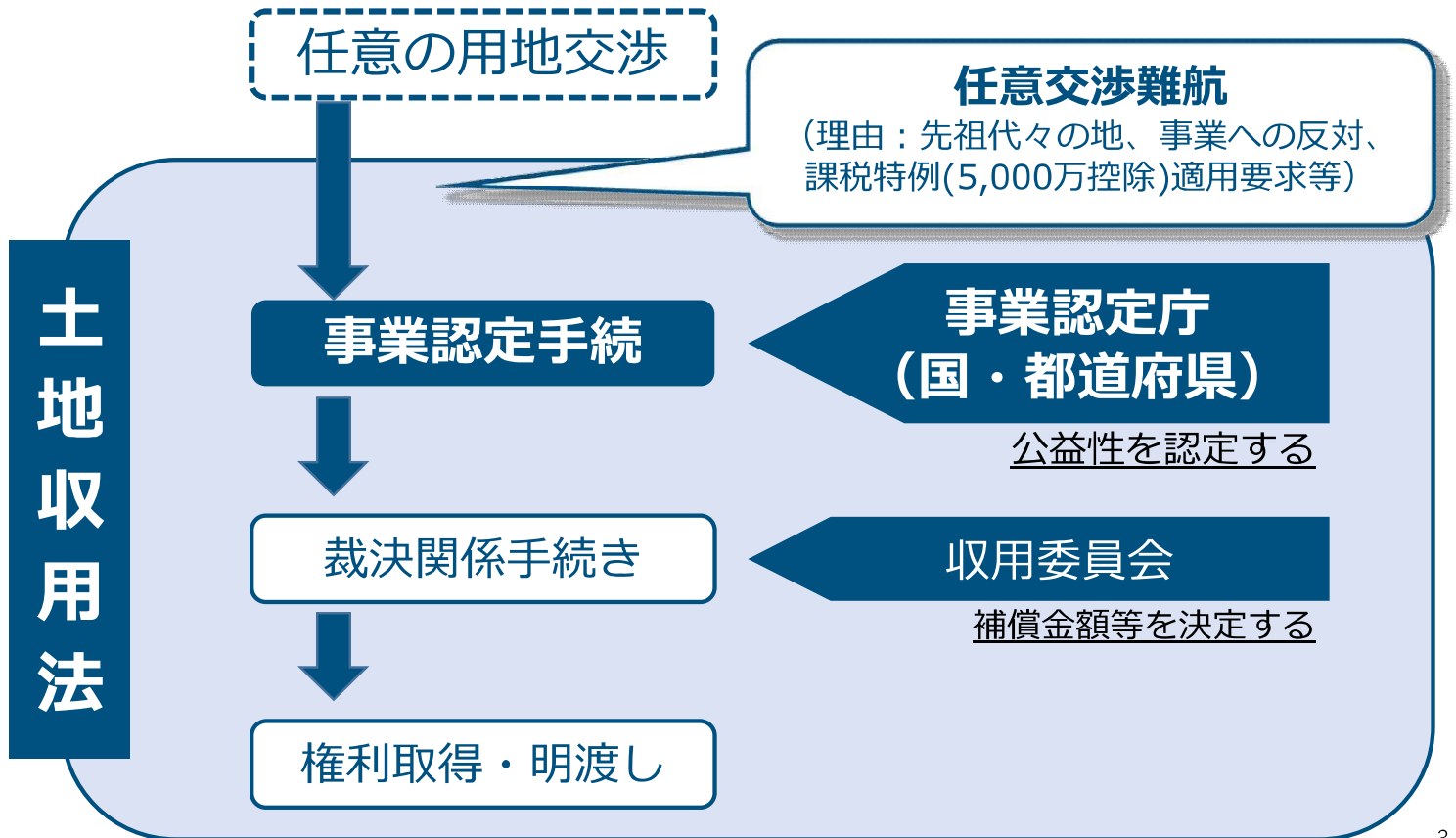
この規定を受けて

### 土地収用法

「国土の**適正且つ合理的な利用**に寄与することを目的」に、  
「**公共の利益の増進**と私有財産との調整を図り」、**一定の公共事業**の遂行のため必要な土地等を**収用・使用する**ための要件、手續、効果、損失の補償等について定めた法律

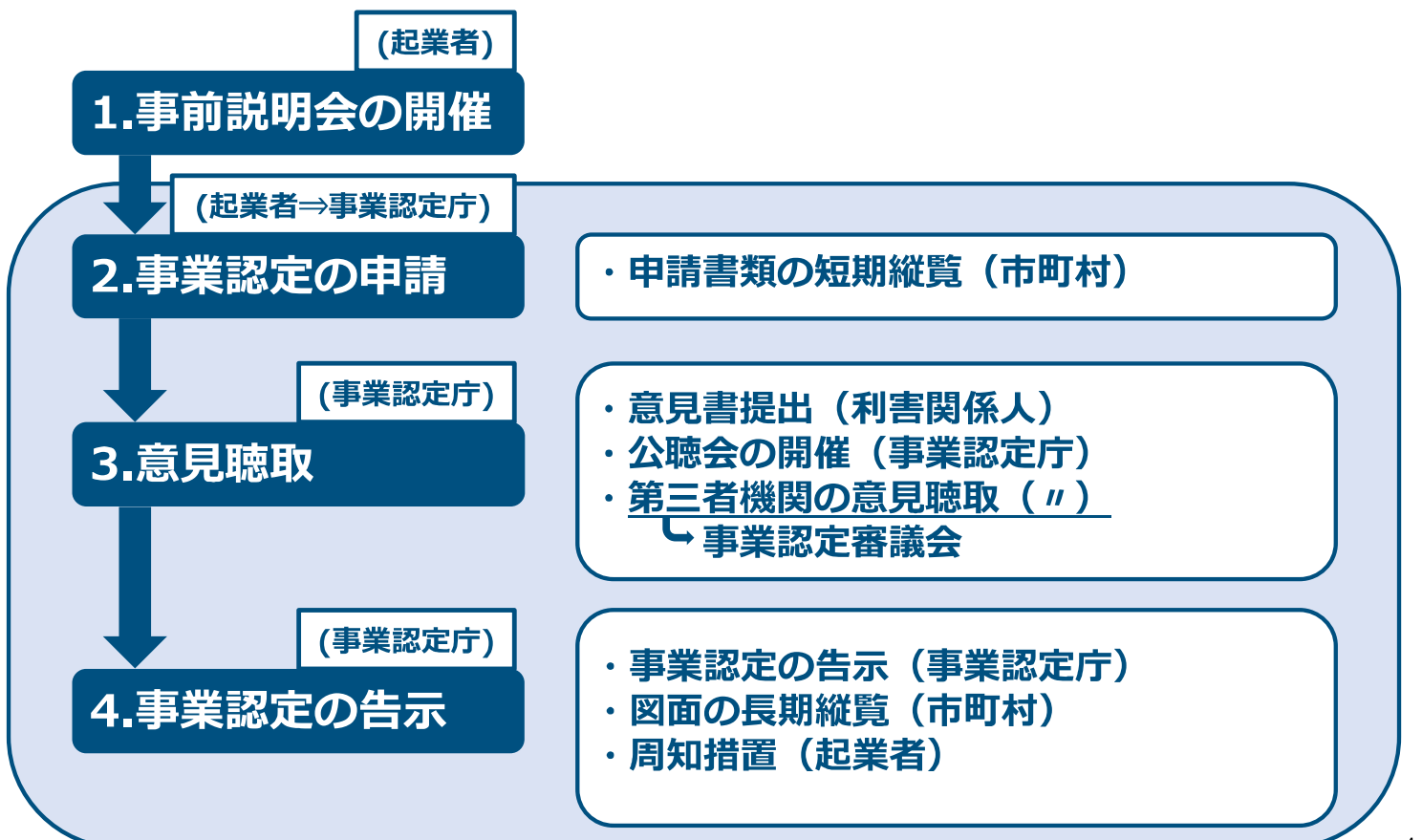
2

## 1-2 土地収用法の手続き



3

## 2 事業認定の手続



4